第８表　（略）
第９表
１・２　（略）
３．権利利益の保護に係る請求の有無
上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）	２．無

４　（略）
備考
１～９　（略）
10　第１表、第３表、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表並びに第４表の１及び２については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$対前年度比（\%）＝\frac{当該年度値}{前年度値}\times 100（\%）$$

11～20　（略）
様式第５（第８条関係）
輸送能力届出書
（略）
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第125条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
（略）
備考
１～３　（略）
４　次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第14条の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。
５・６　（略）
様式第６（第10条関係）
特定旅客輸送事業者指定取消申出書
（略）
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第125条第３項の規定に基づき、特定旅客輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。
（略）
備考
１～４　（略）
５　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの利用の合理化等に関する法律施行令第14条の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。
６　（略）

第８表　（略）
第９表
１・２　（略）
３．権利利益の保護に係る請求の有無
上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思慮するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）	２．無

４　（略）
備考
１～９　（略）
10　第１表、第３表、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表並びに第４表の１及び２については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$対前年度比（\%）＝\frac{当該年度値}{前年度値}\times 100（\%）$$

11～20　（略）
様式第５（第８条関係）
輸送能力届出書
（略）
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第68条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
（略）
備考
１～３　（略）
４　次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第12条の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。
５・６　（略）
様式第６（第10条関係）
特定旅客輸送事業者指定取消申出書
（略）
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第68条第３項の規定に基づき、特定旅客輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。
（略）
備考
１～４　（略）
５　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの利用の合理化等に関する法律施行令第12条の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。
６　（略）